

仙台塩釜港津波、台風等対策実施要領

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会 事務局

宮城海上保安部 交通課

仙台塩釜港津波、台風対策実施要領

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会会則第2条に基づき、次のとおり「仙台塩釜港津波、台風等対策実施要領」を定める。

制定 平成23年1月26日

改正 平成27年4月 1日

平成29年4月 1日

令和 5年6月27日

第1章 会議の開催

第1 協議会

1 開催時期

必要に応じ招集する（会員から会長に対し、協議会の招集を求めた場合を含む）

2 開催者

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会会長

第2 作業部会

1 開催時期

(1) 台風が接近し、仙台塩釜港及び付近に影響を及ぼすおそれがある場合

(2) 発達した低気圧を含む仙台管区气象台から暴風等に関する「宮城県気象情報」又は早期注意情報のうち警報級の可能性「中」以上が発表された場合

(3) 協議会から指示された事項を検討等する場合

2 検討事項

(1) 台風等の進路及び影響の予測

(2) 仙台塩釜港における在港船舶、危険物荷役及び港内工事等の状況

(3) 勧告又は命令の各体制の発令及び解除の時期の確認

(4) その他必要と認める事項

3 開催者

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会作業部会長

第3 開催場所

原則として塩釜港湾合同庁舎（2階大会議室）とし、変更の場合は招集時に通知する

第2章 体制区分と執るべき措置

第1 大津波警報・津波警報・津波注意報発表時に執るべき措置

別紙1「津波に関する港長が行う勧告発出基準と船舶が執るべき措置」による。

第2 台風等時に執るべき措置

別紙2「台風等に関する港長が行う勧告発出基準と船舶が執るべき措置」による。

第3章 留意事項

- 1 台風及び発達した低気圧について、塩釜港区については、波浪の影響を受けにくく、風向等を考慮した係留強化が主となり、仙台港区については各専用岸壁の管理者等による作業中止基準、離棧基準等を遵守のうえ早期避難措置を行っている現状から、港区ごとに発出時の船舶の執るべき措置（別紙2）を定める。
- 2 船舶での避難は高い危険が伴う場合、乗組員の生命の安全確保を第一に考慮し、可能な限り船舶流出等の措置（係留強化等）を執った上で、陸上の安全な場所へ避難する。

その際、陸上での避難方法・場所等については、陸上作業員を含め、各地域の防災計画に定めのあるとおりに対応すること。
- 3 津波（第1波）到達までに港外の安全な場所へ避難することが困難と判断した在泊船舶は、上記2に基づいて対応する。

特に漁船・作業船・プレジャーボート等の小型船舶にあつては、人命を優先に、可能な限り船舶流出等の措置（係留強化等）を執った上で、船長等は、直ちに安全な場所へ避難すること。

第3章 情報の伝達

- 第1 情報の伝達は、別紙3「仙台塩釜港津波、台風等対策協議会 情報伝達・連絡系統図」に基づき実施すること。
- 第2 仙台塩釜港長が、伝達する様式は次のとおりとする。

津波： 別添様式「津波に関する勧告<第 報>」
※津波に関する命令は別途、個別の船舶又は港の区域等を限定して実施。

台風等：別添様式「台風等に関する勧告<第 報>」
※台風等に関する命令は別途、個別の船舶又は港の区域等を限定して実施。
- 第3 会員は、伝達された情報を必要に応じ、船舶に対し速やかに伝達するものとする。
- 第4 台風等対策に関する避難体制（第二体制）を仙台塩釜港津波、台風等対策協議会作業部会長から受けた各会員は、これに伴い行った措置を別紙4（伝達時に用紙同時送付）又は自社等内で使用している様式により、作業部会事務局（宮城海上保安部交通課：以下、作業部会事務局）あて回答する（FAX等）。
- 第5 上記以外に仙台塩釜港長（宮城海上保安部長）から異常気象等による勧告又は、命令発出の通知があつた場合は、上記態勢区分等にかかわらず、仙台塩釜港津波、台風等対策協議会作業部会長は、速やかに、仙台塩釜港津波、台風等対策協議会会員に伝達するものとする。

なお、伝達の内容は、勧告又は命令の内容を適宜反映させるものとする。

第4章 津波発生にかかる避難時期等について

津波は、その発生場所等の諸条件により、到達する時間や進行方向等が異なる

ものである。

従って、地震・津波にかかる情報をできるだけ入手し易い環境を整え、当該情報等を入手したら、適宜避難等を行うこと。

また、気象庁より、宮城県沿岸部に津波注意報、津波警報、大津波警報のいずれかが発表された場合で、遠地地震・津波のように数時間以上の余裕がある場合を除き、伝達手段の障害等により、発令状況が確認できない場合は、自動的にそれぞれ港長勧告が発令されたものとみなす。

第5章 その他

- (1) 「台風等対策伝達系統網」の連絡先更新のため、毎年4月末日までに連絡先の変更の有無について、作業部会事務局から確認を行う。
- (2) 会員は前記(1)以外で、急遽、連絡系統網に変更が生じた場合は、変更内容を適宜作業部会事務局まで連絡を行う。
- (3) 連絡系統網の変更にかかる情報を作業部会事務局で入手した場合には、その内容をFAXにて各委員あて連絡を行う。

津波に関する港長が行う勧告発出基準と船舶が執るべき措置(仙台区)

種類	発出の基準	発出時の船舶の執るべき措置						解除の基準	
		着岸中の船舶			航行中の船舶	錨泊中の船舶	工事作業中の船		小型船 (漁船・プレジャーを含む)
		大型船(注1)	中型船(注2)	危険物積載船					
津波注意報体制 (略称:第一体制)	宮城県に津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴守 —AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避準備(注3) ●水先人、曳船との調整(注4) 			<ul style="list-style-type: none"> ●港外退避(注3) ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴取 —AIS搭載船は常時作動 		<ul style="list-style-type: none"> ●港外退避(注3) ●陸揚げ固縛又は係留強化(注5) 	宮城県に発表された津波注意報が解除された場合	
津波警報体制 (略称:第二体制)	宮城県に大津波警報、津波警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴守 —AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避(注3) ●危険物積載船においては各専用岸壁の安全運用基準に基づき対応する <p>※係留強化後にあって、在船することが危険と判断され、高台に避難する時間的余裕がある場合は陸上避難することが望ましい。</p>			<ul style="list-style-type: none"> ●港外退避(注3) ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴取 —AIS搭載船は常時作動 		<ul style="list-style-type: none"> ●港外退避(注3) ●陸揚げ固縛又は係留強化(注5) <p>※陸揚げ固縛又は係留強化後においては、高台避難することが望ましい</p>	宮城県に発表された大津波警報、津波警報が解除された場合	

(注1)大型船とは、5,000GT以上の船舶(クルーズ船を含む)をいう

(注2)中型船とは、5,000GT未満であって、危険物積載船、旅客船、小型船(漁船・プレジャーボート)以外の船舶をいう

(注3)港外退避する場合は、できるだけ水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難すること(別紙3「安全な海域について」及び別添4「緩衝海域について」参照)

(注4)水先人、曳船、網取船の引受中止基準は風速15m/s以上であることを留意の上、調整を行うこと

(注5)工事作業中の船及び小型船の係留強化においては、津波等による海面上昇を考慮した係留とすること

船長の留意事項

- 津波に関する勧告伝達は、緊急を要することであり、震災被害により伝達手段が途絶えることがあるため、気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時点で、船舶は勧告発出時の措置をとるものとする。
- 大型船及び中型船優先海域、中央航路(港湾法)及び仙台塩釜港航路において船舶の進路が交差し、又は接近する場合における船舶相互間の進路権の順位は船の種類毎に次に掲げる順序とし、順位が下位の船舶は上位の船舶の進路を避けなければならない。なお、仙台塩釜港各港区における大型船及び中型船優先海域については、別冊資料集のとおり。
 - 旅客が現に乗船している旅客船
 - 危険物を積載している船舶
 - その他の船舶
- 津波警報及び津波注意報の解除後に入港する際は、他船との距離に十分注意し、衝突防止に努めること。

岸壁管理事業者の留意事項

- 予め対応マニュアルを作成しておくこと。

代理店等の留意事項

- 不慣れな外国船に対しては港湾、地理、港の特性及びその他地域的なルール等について十分な情報を提供しておくこと。

津波に関する港長が行う勧告発出基準と船舶が執るべき措置(塩釜区)

種類	発出の基準	発出時の船舶の執るべき措置							解除の基準	
		着岸中の船舶			航行中の船舶	錨泊中の船舶	工事作業中の船	小型船 (漁船・プレジャーを含む)		塩釜信号所の運用
		大型船(注1)	中型船(注2)	危険物積載船						
津波注意報体制 (略称:第一体制)	宮城県に津波注意報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴守 —AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避準備(注3) ●水先人、曳船との調整(注4) 			<ul style="list-style-type: none"> ●港外退避(注3) ●連絡体制の確保 ●VHF搭載船は常時聴取 ●AIS搭載船は常時作動 	<ul style="list-style-type: none"> ●港外退避(注3) ●陸揚げ固縛又は係留強化(注5) ※陸揚げ固縛又は係留強化後においては、高台避難することが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> ●大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまでの間は原則「出港信号」とする(注6) 	宮城県に発表された津波注意報が解除された場合		
津波警報体制 (略称:第二体制)	宮城県に大津波警報、津波警報が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴守 —AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避(注3) ●危険物積載船においては各専用岸壁の安全運用基準に基づき対応する ※係留強化後において、在船することが危険と判断され、高台に避難する時間的余裕がある場合は陸上避難することが望ましい。						<ul style="list-style-type: none"> ●港外退避(注3) ●連絡体制の確保 ●VHF搭載船は常時聴取 ●AIS搭載船は常時作動 	<ul style="list-style-type: none"> ●港外退避(注3) ●陸揚げ固縛又は係留強化(注5) ※陸揚げ固縛又は係留強化後においては、高台避難することが望ましい	<ul style="list-style-type: none"> ●大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまでの間は原則「出港信号」とする(注6)

(注1)大型船とは、5,000GT以上の船舶(クルーズ船を含む)をいう

(注2)中型船とは、5,000GT未満であって、危険物積載船、旅客船、小型船(漁船・プレジャーボート)以外の船舶をいう

(注3)港外退避する場合は、できるだけ水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難すること(別紙3「安全な海域について」及び別添4「緩衝海域について」参照)

(注4)水先人、曳船、綱取船の引受中止基準は風速15m/s以上であることを留意の上、調整を行うこと

(注5)工事作業中の船及び小型船の係留強化においては、津波等による海面上昇を考慮した係留とすること

(注6)宮城県沿岸に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、港内の着岸船舶の港外退避を最優先とすることから、原則、塩釜信号所の管制信号は「出港信号」とする

船長の留意事項

- 津波に関する勧告伝達は、緊急を要することであり、震災被害により伝達手段が途絶えることがあるため、気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時点で、船舶は勧告発出時の措置をとるものとする。
- 大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時点をもって、仙台塩釜港航路入航中の管制対象船舶にあつては、管制官との連絡を密にすること。
- 大型船及び中型船優先海域、中央航路(港湾法)及び仙台塩釜港航路において船舶の進路が交差し、又は接近する場合における船舶相互間の進路権の順位は船の種類毎に次に掲げる順序とし、順位が下位の船舶は上位の船舶の進路を避けなければならない。なお、仙台塩釜港各港区における大型船及び中型船優先海域については、別冊資料集のとおり。
 - 旅客が現に乗船している旅客船
 - 危険物を積載している船舶
 - その他の船舶
- 津波警報及び津波注意報の解除後に入港する際は、他船との距離に十分注意し、衝突防止に努めること。

岸壁管理事業者の留意事項

(5) 予め対応マニュアルを作成しておくこと。

代理店等の留意事項

(6) 不慣れな外国船に対しては港湾、地理、港の特性及びその他地域的なルール等について十分な情報を提供しておくこと。

台風等に関する港長が行う勧告発出基準と船舶が執るべき措置(仙台区)

種類	発出の基準	発出時の船舶の執るべき措置					解除の基準	その他	
		大型船(注1)	中型船(注2)	危険物積載船	旅客船	小型船(漁船・プレジャーを含む)			
警戒体制 (略称:第一体制)	台風又は発達した低気圧等の影響により、仙台管区気象台から仙台市東部に暴風、暴風雪、波浪警報の何れかの発表が予想される概ね12時間前	<ul style="list-style-type: none"> ●当直員の配置 ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ーVHF搭載船は常時聴守 ーAIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止の検討又は荷役・作業中止基準に該当する場合は荷役・作業の中止 ●係留強化又は港外退避準備 ●水先人、曳船との調整(注3) 				●運航基準に基づき対応する		台風の強風域又は発達した低気圧の影響がなくなり、港内の安全が確認された場合	発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。
避難体制 (略称:第二体制)	<p>台風又は発達した低気圧等の影響により、仙台管区気象台から仙台市東部に暴風、暴風雪、波浪警報の何れかが発表された場合(注5)、(注6)</p> <p>ただし、警報級を超える事象が予想される場合は、当該警報の発表によらず避難体制を発出する(注7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ーVHF搭載船は常時聴守 ーAIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避 <ul style="list-style-type: none"> ただし、港外退避が困難な場合には係留強化とし、万一に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ーVHF搭載船は常時聴守 ーAIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避 <ul style="list-style-type: none"> 万一に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ーVHF搭載船は常時聴守 ーAIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避 <ul style="list-style-type: none"> ただし、港外退避が困難な場合には係留強化とし、万一に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 		●陸揚げ固縛強化 ●係留強化(注4)	当該警報が解除され、台風の影響がなくなり、港内の安全が確認された場合	発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。	

(注1) 大型船とは、5,000GT以上の船舶(クルーズ船を含む)をいう

(注2) 中型船とは、5,000GT未満であって、危険物船、旅客船、小型船(漁船・プレジャーボート)以外の船舶をいう

(注3) 水先人、曳船、綱取船の引受中止基準は風速15m/s以上であることを留意の上、調整を行うこと

(注4) 小型船の係留強化においては、波浪及び高潮等による海面上昇を考慮した係留をすること

(注5) 暴風、暴風雪警報の発表による避難体制は、予想される風向が西寄り(北西～南西)の場合等、港内への影響が限定的であると判断出来る場合は避難体制を発出しない

(注6) 波浪警報の発表による避難体制は、波向が東寄り(東～南東)の場合に限り発出する

(注7) 荒天避難海域を「石巻湾」と想定した場合、予想される風向及び波向が南寄りであって、避難船舶への影響が基大となる事が予想される場合は、遠方海域への避難時間を考慮し、発出基準によらず警戒体制及び避難体制を発出する

台風等に関する港長が行う勧告発出基準と船舶が執るべき措置(塩釜区)

種類	発出の基準	発出時の船舶の執るべき措置					解除の基準	その他	
		大型船(注1)	中型船(注2)	危険物積載船	旅客船	小型船(漁船・プレジャーを含む)			塩釜信号所の運用
警戒体制 (略称:第一体制)	台風又は発達した低気圧等の影響により、仙台管区気象台から塩釜市に暴風、暴風雪、波浪警報の何れかの発表が予想される概ね12時間前	<ul style="list-style-type: none"> ●当直員の配置 ●連絡体制の確保 —VHF搭載船は常時聴守 —AIS搭載船は常時作動 等 ●荷役・作業中止の検討又は荷役・作業中止基準に該当する場合は荷役・作業の中止 ●係留強化又は港外退避準備 ●水先人、曳船との調整(注3) 				●運航基準に基づき対応する	—	台風の強風域又は発達した低気圧の影響がなくなり、港内の安全が確認された場合	発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。
避難体制 (略称:第二体制)	<p>台風又は発達した低気圧等の影響により、仙台管区気象台から暴風、暴風雪、波浪警報の何れかが発表された場合(注6)</p> <p>ただし、警報級を超える事象が予想される場合は、当該警報の発表によらず避難体制を発出する(注7)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●VHF搭載船は常時聴守 ●AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避 ただし、港外退避が困難な場合には係留強化とし、万一に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●VHF搭載船は常時聴守 ●AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●係留強化又は港外退避万一に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	<ul style="list-style-type: none"> ●VHF搭載船は常時聴守 ●AIS搭載船は常時作動 ●荷役・作業中止 ●港外退避 ただし、港外退避が困難な場合には係留強化とし、万一に備え、曳船の使用を考慮する(注3) 	●運航基準に基づき対応する	●陸揚げ固縛強化 ●係留強化(注4)	●避難体制が解除されるまでの間は原則「出港信号」とする(※5)	当該警報が解除され、台風の暴風域や発達した低気圧の影響がなくなり、港内の安全が確認された場合	発出時期が夜間・早朝になると予想される場合には、状況に応じて事前に発出する。

(注1)大型船とは、5,000GT以上の船舶(クルーズ船を含む)をいう

(注2)中型船とは、5,000GT未満であって、危険物船、旅客船、小型船(漁船・プレジャーボート)以外の船舶をいう

(注3)水先人、曳船、網取船の引受中止基準は風速15m/s以上であることを留意の上、調整を行うこと

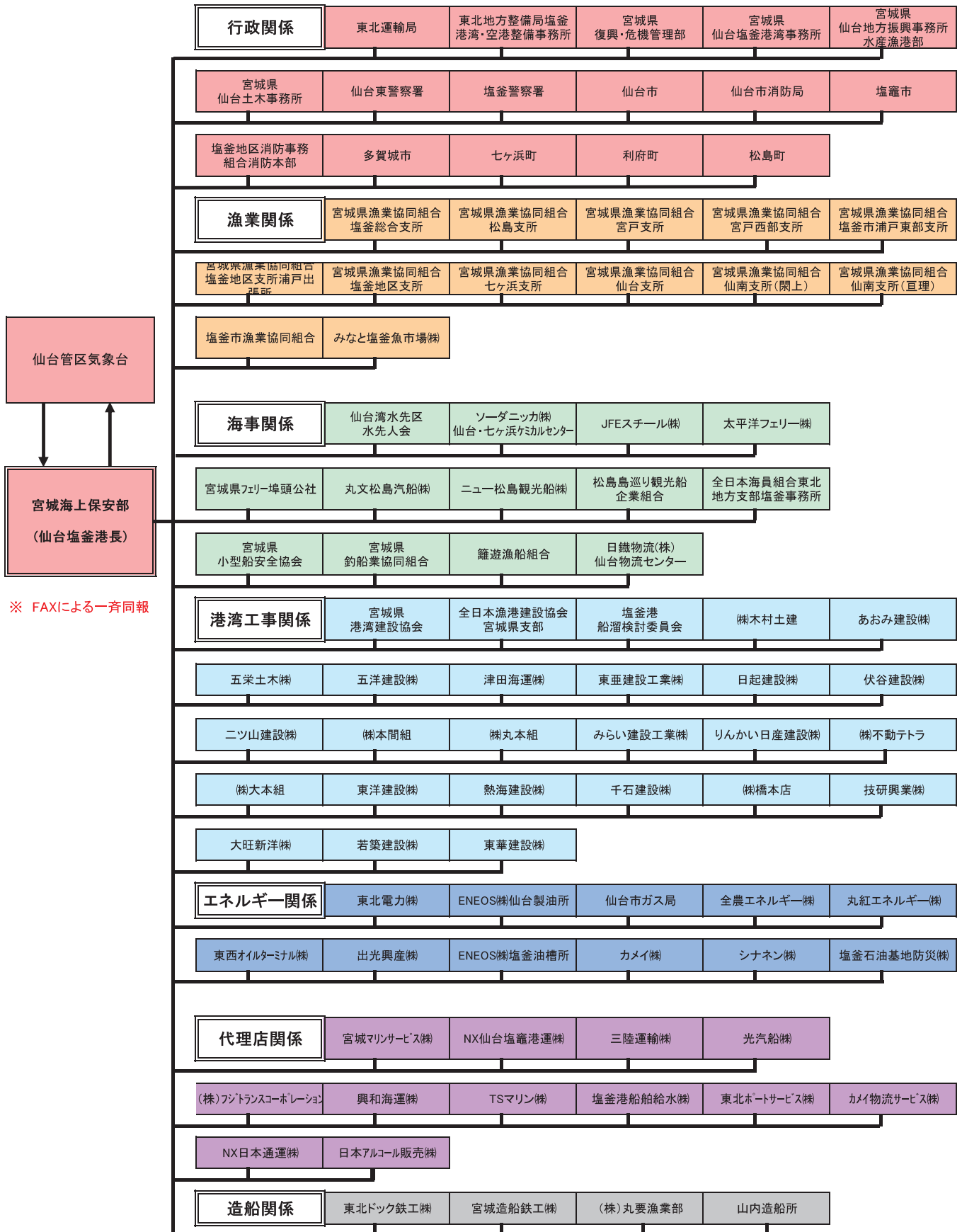
(注4)小型船の係留強化においては、波浪及び高潮等による海面上昇を考慮した係留をすること

(注5)港内着岸船舶の港外退避を最優先とすることから、原則避難体制の発出時から解除までの間は、塩釜信号所の管制信号は「出港信号」とする

(注6)暴風、暴風雪警報の発表による避難体制は、予想される風向が西寄り(北西～南西)の場合等、港内への影響が限定的であると判断出来る場合は避難体制を発出しない

(注7)荒天避難海域を「石巻湾」と想定した場合、予想される風向及び波向が南寄りであって、避難船舶への影響が甚大となることが予想される場合は、遠方海域への避難時間を考慮し、発出基準によらず警戒体制及び避難体制を発出する

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会 情報伝達・連絡系統図



仙台塩釜港津波、台風等対策協議会作業部会 事務局 あて
 TEL 及び FAX 0 2 2 - 3 6 7 - 3 9 1 7 宮城海上保安部交通課

会員名： _____

措置状況回答 _____ 月 _____ 日 _____ 時現在

船名	船種・総トン数※	措置の状況	係留場所名又は退避海域名
記入例 仙台塩釜丸	船種： タンカー 総トン数： 5 0 0 0	<input type="checkbox"/> 係留強化 <input checked="" type="checkbox"/> 港外退避	係留場所（略記号可）： <input type="checkbox"/> 石巻湾 <input type="checkbox"/> 津軽海峡 <input checked="" type="checkbox"/> 陸奥湾 <input type="checkbox"/> 日本海側 <input type="checkbox"/> 太平洋沖 <input type="checkbox"/> その他 _____
記入例 第2 仙台塩釜丸	船種： 貨物 総トン数： 3 0 0 0	<input checked="" type="checkbox"/> 係留強化 <input type="checkbox"/> 港外退避	係留場所（略記号可）： T O 1 <input type="checkbox"/> 石巻湾 <input type="checkbox"/> 津軽海峡 <input type="checkbox"/> 陸奥湾 <input type="checkbox"/> 日本海側 <input type="checkbox"/> 太平洋沖 <input type="checkbox"/> その他 _____
	船種： 総トン数：	<input type="checkbox"/> 係留強化 <input type="checkbox"/> 港外退避	係留場所（略記号可）： <input type="checkbox"/> 石巻湾 <input type="checkbox"/> 津軽海峡 <input type="checkbox"/> 陸奥湾 <input type="checkbox"/> 日本海側 <input type="checkbox"/> 太平洋沖 <input type="checkbox"/> その他 _____
	船種： 総トン数：	<input type="checkbox"/> 係留強化 <input type="checkbox"/> 港外退避	係留場所（略記号可）： <input type="checkbox"/> 石巻湾 <input type="checkbox"/> 津軽海峡 <input type="checkbox"/> 陸奥湾 <input type="checkbox"/> 日本海側 <input type="checkbox"/> 太平洋沖 <input type="checkbox"/> その他 _____
	船種： 総トン数：	<input type="checkbox"/> 係留強化 <input type="checkbox"/> 港外退避	<input type="checkbox"/> 石巻湾 <input type="checkbox"/> 津軽海峡 <input type="checkbox"/> 陸奥湾 <input type="checkbox"/> 日本海側 <input type="checkbox"/> 太平洋沖 <input type="checkbox"/> その他 _____
	船種： 総トン数：	<input type="checkbox"/> 係留強化 <input type="checkbox"/> 港外退避	<input type="checkbox"/> 石巻湾 <input type="checkbox"/> 津軽海峡 <input type="checkbox"/> 陸奥湾 <input type="checkbox"/> 日本海側 <input type="checkbox"/> 太平洋沖 <input type="checkbox"/> その他 _____

※総トン数はおおまかな数値で良い ※本様式は代理店等自社内で取扱い船の確認に使っている様式があればそれに変えても良い

勧告 【津波注意報体制／第一体制】

Recommendation (PHASE 1)

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会会員 各位

仙台塩釜港長

気象庁から『津波注意報』が発表されたことから、仙台塩釜港における船舶に対し、次のとおり勧告します。

○月○日○○○○（日本時間）をもって、津波注意報体制（第一体制）とする。

The TSUNAMI advisories has been announced by the Japan Meteorological Agency. All vessels in the Sendai-Shiogama Port are recommended to take precautionary measures to prevent any damages by TSUNAMI after ○○ : ○○ (JST) on ○○ ○○

1. 着岸中の大型船、中型船、危険物積載船の執るべき措置
 - 1) 連絡体制の確保（国際 VHF 無線の常時聴守、AIS の常時作動 等）
 - 2) 荷役・作業中止
 - 3) 係留強化又は港外退避準備
 - 4) 水先人、曳船との調整
1. Measures to be taken by large vessels and medium vessels and dangerous cargo vessels
 - 1) ensuring a contact system (VHF constant listening , AIS always on etc)
 - 2) suspension of loading/unloading
 - 3) mooring reinforcement or prepare to evacuate outside the port
 - 4) coordination with pilots and tugboats
2. 航行中及び錨泊中の船舶の取るべき措置
 - 1) 港外退避
 - 2) 連絡体制の確保（国際 VHF 無線の常時聴守、AIS の常時作動 等）
2. Measures to be taken by all vessels under anchorage
 - 1) evacuation outside the port
 - 2) ensuring a contact system (VHF constant listening , AIS always on etc)
3. 工事作業中の船及び小型船（漁船・プレジャーボートを含む）の取るべき措置
 - 1) 港外退避
 - 2) 陸揚げ固縛又は係留強化
3. Measures to be taken by all vessels under engagement of works (construction works, etc.)
 - 1) evacuation outside the port
 - 2) reinforcement of lashing for unloading or mooring reinforcement

※ 上記による措置は、『人命安全』を最優先として対応すること。

Note that safety of life is the highest priority when above measures are taken.

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会事務局
宮城海上保安部交通課
Tel / Fax : 022-367-3917

勸告【津波警報体制／第二体制】

Recommendation (PHASE 2)

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会会員 各位

仙台塩釜港長

気象庁から『津波警報報』（又は大津波警報）が発表されたことから、仙台塩釜港における船舶等に対し、次のとおり勸告します。

○月○日○○○○（日本時間）をもって、津波警報体制（第二体制）とする。

The TSUNAMI warnings has been announced by the Japan Meteorological Agency.

All vessels in the Sendai-Shiogama Port are recommended to take precautionary measures to prevent any damages by TSUNAMI after ○○ : ○○ (JST) on ○○ ○○

1. 着岸中の大型船、中型船、危険物積載船の執るべき措置
 - 1) 連絡体制の確保（国際 VHF 無線の常時聴守、AIS の常時作動 等）
 - 2) 荷役・作業中止
 - 3) 係留強化又は港外退避
 - 4) 危険物積載船においては各専用岸壁の安全運用基準に基づき対応
1. Measures to be taken by large vessels and medium vessels and dangerous cargo vessels
 - 1) ensuring a contact system (VHF constant listening or AIS always on etc)
 - 2) suspension of loading/unloading
 - 3) mooring reinforcement or evacuation outside the port
 - 4) vessels carrying dangerous goods will respond based on the standards for dedicated wharves.
2. 航行中及び錨泊中の船舶の取るべき措置
 - 1) 港外退避
 - 2) 連絡体制の確保（国際 VHF 無線の常時聴守、AIS の常時作動 等）
2. Measures to be taken by all vessels under anchorage
 - 1) evacuation outside the port
 - 2) ensuring a contact system (VHF constant listening , AIS always on etc)
3. 工事作業中の船及び小型船（漁船・プレジャーボートを含む）の取るべき措置
 - 1) 港外退避
 - 2) 陸揚げ固縛又は係留強化
3. Measures to be taken by all vessels under engagement of works (construction works, etc.)
 - 1) evacuation outside the port
 - 2) reinforcement of lashing for unloading or mooring reinforcement

※ 上記による措置は、『人命安全』を最優先として対応すること。

Note that safety of life is the highest priority when above measure are taken.

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会事務局 宮城海上保安部交通課 Tel / Fax : 022-367-3917

別添様式

勧告【解除】

Recommendation (CANCELLED)

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会会員 各位

仙台塩釜港長

津波に伴い、仙台塩釜港の船舶に対し発令していた勧告（第一体制又は第二体制）を、
〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分（日本時間）をもって解除します。

The recommendation (Phase1, Phase2) concerning the TSUNAMI is cancelled, effective
at 〇〇.〇〇〇〇(JST) on 〇〇 〇〇.

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会事務局
宮城海上保安部交通課
Tel / Fax : 022-367-3917

勧告【警戒体制／第一体制】

Recommendation (PHASE 1)

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会会員 各位

仙台塩釜港長

台風〇〇号（又は低気圧）の接近に伴い、仙台塩釜港における船舶等に対し、次のとおり勧告します。

〇月〇日〇〇〇〇（日本時間）をもって、警戒勧告（第一体制）とする。

The typhoon No.〇〇 (low pressure) is approaching.

All vessels in Sendai-Shiogama Port are recommended to take precautionary measures to prevent any damages by Typhoon No〇〇 (low pressure) after 〇〇:〇〇(JST) on 〇〇 〇〇.

1. 大型船、中型船、危険物積載船の執るべき措置

- 1) 当直員の配置
- 2) 連絡体制の確保（国際 VHF 無線の常時聴守、AIS の常時作動 等）
- 3) 荷役・作業中止の検討又は荷役・作業中止基準に該当する場合は荷役・作業の中止
- 4) 係留強化又は港外退避準備
- 5) 水先人、曳船との調整

1. Measures to be taken by large vessels and medium vessels and dangerous cargo vessels

- 1) placement of duty staff
- 2) ensuring a contact system (VHF constant listening , AIS always on etc)
- 3) consideration of suspension of loading/unloading
or suspension of loading/unloading
- 4) mooring reinforcement or prepare to evacuate outside the port
- 5) coordination with pilots and tugboats

2. 小型船の取るべき措置は、

- 1) 陸揚げ固縛強化
- 2) 係留強化

2. Measures to be taken by small vessels

- 1) reinforcement of lashing for unloading
- 2) mooring reinforcement

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会事務局

宮城海上保安部交通課

Tel / Fax : 022-367-3917

勧告【避難体制／第二体制】

Recommendation (PHASE 2)

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会会員 各位

仙台塩釜港長

台風〇〇号（又は低気圧）の接近に伴い、仙台塩釜港における船舶等に対し、次のとおり勧告します。

〇月〇日〇〇〇〇（日本時間）をもって、警戒勧告（第二体制）とする。

The typhoon No.〇〇 (low pressure) is approaching.

All vessels in Sendai-Shiogama Port are recommended to take precautionary measures to prevent any damages by Typhoon No〇〇 (low pressure) after 〇〇:〇〇(JST) on 〇〇 〇〇.

1. 大型船、危険物積載船の執るべき措置

- 1) 連絡体制の確保（国際 VHF 無線の常時聴守、AIS の常時作動 等）
- 2) 荷役・作業の中止
- 3) 港外退避（港外退避が困難な場合は係留強化とし、曳船使用を考慮する）

1. Measures to be taken by large vessels and and dangerous cargo vessels

- 1) ensuring a contact system (VHF constant listening , AIS always on etc)
- 2) suspension of loading/unloading
- 3) evacuation outside the port
(if it is difficult, the mooring should be strengthened. consider using a tugboat)

2. 中型船の執るべき措置

- 1) 連絡体制の確保（国際 VHF 無線の常時聴守、AIS の常時作動 等）
- 2) 荷役・作業の中止
- 3) 係留強化
- 4) 港外退避（万一に備え、曳船使用を考慮する）

2. Measures to be taken by medium vessels

- 1) ensuring a contact system (VHF constant listening , AIS always on etc)
- 2) suspension of loading/unloading
- 3) mooring reinforcement
- 4) evacuation outside the port (consider using a tugboat)

3. 小型船の取るべき措置

- 1) 陸揚げ固縛強化
- 2) 係留強化

3. Measures to be taken by small vessels

- 1) reinforcement of lashing for unloading
- 2) mooring reinforcement

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会事務局

宮城海上保安部交通課

Tel / Fax : 022-367-3917

勸告【解除】

Recommendation (CANCELLED)

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会会員 各位

仙台塩釜港長

台風〇〇号（又は低気圧）の接近・通過に伴い、仙台塩釜港の船舶に対し発令していた勸告（第一体制又は第二体制）を、〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分（日本時間）をもって解除します。

The recommendation (Phase1,Phase2) concerning the Typhoon（又は low pressure） is cancelled, effective at 〇〇〇〇(JST) on 〇〇 〇〇.

仙台塩釜港津波、台風等対策協議会事務局
宮城海上保安部交通課
Tel / Fax : 022-367-3917